

# 相続税の増税に備えて今からできること

父が高齢のため、来年からの相続税の増税が心配です。  
今からできる相続税対策を教えてください。



相続の前にできる対策としては、次のようなことがあげられます。

## (1) マンションの購入

マンションの購入は、相続税の節税対策としてかなり有効です。購入価額と比べて、相続税評価額はおよそ半分程度になります。さらに、タワーマンションになると、一般のマンションに比べて土地の持ち分が少なくなるため、購入価額の15%~30%程度のことがあります。

### ●相続税評価額の目安

| 預金  | 一般のマンション  | タワーマンション         |
|-----|-----------|------------------|
| 1億円 | 5,000万円程度 | 1,500万~3,000万円程度 |

ただし、将来の値下がりリスクも考える必要があります。相続税が仮に500万円節税できても、将来売却するときに1,000万円値下がりしたのでは、有効な対策とは言えません。また、子どもがマイホームを買う予定があれば、本人名義とせずに親がお金を出して親名義で買うことも一つの手です。

## (2) 遺言書の作成

父親の「一次相続」では、母親も含めた遺産分割となり、もめることは少ないのですが、母親の「二次相続」では、子どもだけの遺産分割となるため、もめることがよくあります。遺言書があれば、遺産分割をすることなく、不動産の相続登記や、預貯金の名義変更ができるので、もめる心配がなくなります。

遺言書は、公正役場で作成する「公正証書遺言」がお勧めです。原本が公正役場に残り、家庭裁判所の検認が不要だからです。といっても、公正役場へ出向く手間や、手数料がかかることで、なかなか進まないことがよくあります。遺言書はまずは作る事が重要ですので、自筆で遺言書を作成し、いずれ公正証書で作成する方法でもよいでしょう。

## (3) 生前贈与

生前贈与によって、親から子どもへ生前に財産を移転させることは、相続税の対策としてとても有効です。

子どもや孫名義の預金への贈与の場合、通帳や印鑑はもらった側が保管しておくことがポイントです。あげた親や祖父母が保管している場合は、将来の税務調査で、贈与が成立していないと否認され

てしまいます。また、贈与成立の絶対要件ではありませんが、お互いがサインをした「贈与契約書」があるとさらによいでしょう。

ただし、相続人に行った相続前3年以内の贈与は、相続税の計算では遺産に持ち戻すこととなります。相続直前の贈与は、孫や嫁や婿にすべきとなります。

## (4) 養子縁組

養子については、相続税では実子がいるときは1人、実子がいないときは2人まで、実子と同様の取扱いとなり、相続人が増えることとなります。相続人が増えると、基礎控除額(平成27年からは1人当たり600万円)や生命保険金の非課税枠(1人当たり500万円)が増えますので、大きな節税となります。

実子がいる場合は孫、いない場合はおいやめいと養子縁組を組むことが多いようです。養子縁組を組むと、結婚していない養子は養親の姓と同じとなります。その影響も事前に考えて進めることが大切です。

## (5) 相続直前の預金の引出し

いよいよ相続が近くなった場合、本人の預金口座からまとまったお金を引出しておくこともお考えください。

相続の事実が銀行にわかると、本人の銀行口座が「凍結」されて、出し入れができなくなります。相続人共有のものとなり、遺産分割が整うまでは引出しができません。これでは、葬式費用や病院の入院代の支払いなどができませんので、数百万円のまとまったお金を引出しておいたほうがよいのです。引出したお金は、もちろん相続税の申告時に「手元現金」として、申告をする必要があります。

## (6) 預金口座が多い場合は問題ないか?

銀行員との付き合い等で預金口座をたくさん作っている人がいますが、相続が起こると、相続人はすべての口座について相続日の「残高証明書」を取得することが必要です。

親が生まれてからの亡くなるまでの戸籍謄本、相続人全員の現在の戸籍謄本、さらに最近の印鑑証明書などを、それぞれの銀行に持参して手続きをします。2、3の口座ならよいのですが、10以上も口座があるとかかなりの手間になります。残高がほとんどない口座、使うあてのない口座は、生前に解約しておくことをお勧めします。